

【米国倒産法あれこれ②】 オートマティックステイ(その1)～

田中宏岳
Hirotake TanakaPROFILEはこちら 

貴社の取引先A社がチャプターイレブンの申請をした場合、A社に対し、以下の行為を行うことは許されるでしょうか。

- ① A社に対する訴訟提起
- ② A社の資産に対する強制執行・担保実行
- ③ A社に対し、メールで返済を要求
- ④ A社との取引をやめる
- ⑤ A社の保証人に対し、支払いを要求

この問題に対する回答は、オートマティックステイという米国倒産法上の重要概念と関わります。

米国倒産法では、チャプターセブンにせよイレブンにせよ、倒産法の申請を行った債務者に対する権利行使は禁止されます。

この効果は、債務者による申立てと同時に何らの裁判所の決定や債権者への通知なく生ずる非常に強力なもので、オートマティックステイと呼ばれます(ちなみに、オートマティックステイは米国外の資産や債権者に対しても基本的に効果を有するものと解されております)。

オートマティックステイに違反して権利行使を行ってもそのような行為は無効であり、かつ、場合によっては罰金等の制裁が科されますので、債権者としては非常にセンシティブにならざるを得ません。

問題は具体的にどのような権利行使が禁止されるかですが、連邦倒産法上、①や②のような法的権利行使はすべて禁止されます。日本の破産手続や民事再生手続においては、担保権の実行は可能とされておりますが、米国では担保権も手続にとりこまれますので、担保権の実行もオートマ

ティックステイにより禁止されます。また、債務者に対する債権回収行為そのものが禁止されますので、③のような行為も違反になります。

では、④はどうでしょうか。倒産した会社との取引を強制されるなんてひどいと思われるかもしれませんが、このような倒産申立てを理由とする取引の停止や、未回収の代金を回収するために供給停止をちらつかせるような行為も場合によっては、オートマティックステイ違反となります。

こうしてみると、倒産法の申請を行ったA社に対しては、債権者としてほとんど何もできないようにさえ思えてきます。

⑤は一般的に、倒産局面における債権者の持つ重要な債権回収手段と考えられており、オートマティックステイも原則として保証人にはおよびません。しかしながら、連邦倒産法上、裁判所は、例外的にオートマティックステイの効果を第三者に拡張する権限があるとされており、実際に保証人にまでオートマティックステイの効果が拡張されたケースも存在しています。当該ケースでは、保証人による債務者への出資が計画されており、当該出資が債務者の事業再建にとり必要と考えられたことから、裁判所は保証人に対する関係まで、オートマティックステイの効果を拡張しました。

このように、オートマティックステイにより債権者としては何とも納得しがたいほどの制約を受けることになります。

そのような制約を受けた債権者が、どのようにA社の倒産手続において、権利の最大化が図れるかを次回、概観したいと思います。